

高山市都市基本計画の見直しについて

1. 計画の位置づけ

都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけるとともに、同条の規定に基づき市総合計画並びに県が策定する都市計画区域マスタープランに即して策定する。

2. 見直しの背景

現行計画は都市計画区域のみを対象としており、居住者の減少や高齢化により、将来の都市づくりにおいて様々な影響が懸念されるなか、将来にわたって豊かで活力ある持続可能な都市づくりを推進するためには、全市的な観点から、都市づくりに関する基本的かつ総合的な方針を定める必要があることから、対象区域を市全域とし、長期的な将来展望に立った都市構造のあり方や土地利用の方向性などを新たに定める。

3. 対象区域

高山市全域とする。

4. 目標の時期

おおむね30年後の目指す都市の姿を展望する。

5. 計画の概要

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 計画の構成 | 別紙1 |
| (2) 全体構想 | 別紙2 |
| (3) 地域別構想 | 別紙3 |
| (4) 計画の推進 | 別紙4 |